

2019年10月  
No.19-138a(全)

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年9月30日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0930第6号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2018年3月5日付け保医発0305第1号)が改正され、2019年10月1日より適用されることになりました。  
取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■「検査実施料」の新規収載

##### ● 実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D007 血液化学検査</b>					
-	FGF23	CLEIA法	788*	生化学 I 144	*

[注]下線が追加変更されました。

\* : FGF23は、CLEIA法により、FGF23関連低リン血症性くる病・骨軟化症の診断時又は治療効果判定時に測定した場合に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「61」1,25-ジヒドロキシビタミンD<sub>3</sub>の所定点数と「62」25-ヒドロキシビタミンDの所定点数を合算した点数を準用して算定する。ただし、診断時においては1回を限度とし、その後は腫瘍性骨軟化症の場合には腫瘍摘出後に1回、薬剤性の場合には被疑薬中止後に1回を限度として算定する。

※:以下を合算して算定できる。

[D007-61] 1,25-ジヒドロキシビタミンD <sub>3</sub>	388点
[D007-62] 25-ヒドロキシビタミンD	400点
計	788点